

令和 8 年第 2 回八峰町議会臨時会会議録

令和 6 年 5 月 8 日（金曜日）

議 事 日 程 第 1 号

令和 8 年 5 月 8 日（金曜日）午前 10 時開会

第 1 仮議席の指定

第 2 選挙第 1 号 議長選挙

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 選挙第 2 号 副議長の選挙

追加日程第 5 選任第 1 号 常任委員の選任について

追加日程第 6 常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告について

追加日程第 7 選任第 2 号 議会運営委員の選任について

追加日程第 8 議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告について

追加日程第 9 選任第 3 号 議会広報編集委員の選任について

追加日程第 10 議会広報編集委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告について

追加日程第 11 選挙第 3 号 能代山本広域市町村圏組合議会議員の選挙

追加日程第 12 選挙第 4 号 三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員の選挙

追加日程第 13 選挙第 5 号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第 14 選挙第 6 号 八峰町選挙管理委員及び同補充員の選挙

追加日程第 15 諸般の報告

追加日程第 16 議案第 33 号 専決処分事項の報告について

（八峰町税条例等の一部を改正する条例制定について）

追加日程第 17 議案第 34 号 専決処分事項の報告について

（令和 7 年度八峰町一般会計補正予算（第 14 号））

追加日程第 18 議案第 35 号 八峰町監査委員の選任について

追加日程第 19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

追加日程第 20 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（１２人）

１番	薩摩晃大	２番	山本昌子	３番	菊地 薫
４番	若狭敏春	５番	福士久明	６番	奈良聡子
７番	腰山良悦	８番	伊藤一八	９番	皆川鉄也
１０番	須藤正人	１１番	笠原吉範	１２番	山本優人

欠席議員（０人）

説明のため出席した者

町 長	堀内満也	副町長	田村 正
教 育 長	鈴木洋一	総務課長	高杉泰治
財 政 課 長	岡本勇人	企画政策課長	門脇朝哉
建 設 課 長	山本 実	防災町民課長	工藤善美
農林水産課長	堀内和人	商工観光課長	若狭正和
税務会計課長	成田拓也	福祉保健課長	菊地俊平
学校教育課長	山本 望	生涯学習課長	鈴木美由紀
農業委員会事務局長	内山直光		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	石上義久	議会事務局庶務係長	成田 礼
--------	------	-----------	------

午前１０時００分 開 会

○議会事務局長（石上義久君） 皆様、改めましておはようございます。議会事務局の石上です。

本臨時会は、八峰町議会議員一般選挙後初めての議会となります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

腰山良悦議員をご紹介します。腰山議員、よろしくお願いします。

○臨時議長（腰山良悦君） ただいま紹介いただきました腰山でございます。

地方自治法の規定により臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから令和8年第2回八峰町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

朗読させます。石上議会事務局長。

○議会事務局長（石上義久君） 朗読の前に皆様をお願いいたします。

お手元の選挙第1号ですが、臨時議長名には腰山良悦と。また、議長が選出された後は、選挙された者の氏名と書かれている右側の空白部分にですね、選出された議長の氏名のご記入をお願いいたします。

それでは、朗読いたします。

選挙第1号、議長の選挙。

地方自治法第103条第1項の規定により八峰町議会議長を選挙する。

令和8年5月8日提出

八峰町議会臨時議長 腰 山 良 悦

○臨時議長（腰山良悦君） この選挙は単記無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（腰山良悦君） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、議席番号6番奈良聡子さん、8番伊藤一八君、9番皆川鉄也君の3名を指名します。投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（腰山良悦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（腰山良悦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（腰山良悦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

(投票)

○臨時議長（腰山良悦君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（腰山良悦君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した 3 名は、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長（腰山良悦君） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数12票。有効投票12票、無効投票ゼロ票。無効投票のうち、白票ゼロ票。有効投票のうち、山本優人君 7 票、菊地 薫君 5 票。

以上のとおりであります。

公職選挙法第95条を準用するこの選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、山本優人君が議長に当選されました。

投開票を終了し、議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○臨時議長（腰山良悦君） ただいま議長に当選されました山本優人君が議場におられます。八峰町議会会議規則第33条第 2 項の規定により当選を告知します。

当選された山本優人君は演台にお進みになり、就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（山本優人君） おはようございます。

ただいま八峰町議会第 6 代目の議長に選任されました山本優人でございます。皆様に深く感謝を申し上げ、これから議会運営に邁進していきたいと思っております。

私自身、一般質問者の側でありましたが、今度からは議会運営を司るという立場に戸惑いとその責任の重さを感じているところであります。今後、議員の各位におかれましては、理解とその支援を基に活発な議会運営と活性化に努め、当局とのしっかりとした議論を重ね、その実践をすることが町の発展と活性化に繋がるものと確信しております。

今後は、議員各位からのご支援、ご指導、ご鞭撻をお願いし、議会運営を円滑に進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げ、就任の挨拶にかえさせていただきます。本日はありがとうございました。

○臨時議長（腰山良悦君） 山本議長、議長席、1 2 番席にお着き願います。12番議員は 2 番の席にご移動願います。

これで私の臨時議長としての役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○議会事務局長（石上義久君） それではですね、これから議長席に山本議員お願いいたします。

○議長（山本優人君） それでは、これより議事を進めます。

はじめに、ただいま提出しております追加日程を本日の日程に追加したいと思います
が、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。

追加日程第１、議席の指定を行います。

議席につきましては、４月２４日に開催した議員懇談会での申し合わせのとおり、ただいま着席のとおり指定することといたします。また、同じく申し合わせのとおり、議長席を１２番、副議長席を１１番とします。

追加日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第１２４条の規定により、１番薩摩晃大君、４番若狭敏春君、５番福士久明君の３名を指名します。

追加日程第３、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日１日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日１日限り
と決定しました。

追加日程第４、選挙第２号、副議長の選挙を行います。

朗読させます。石上議会事務局長。

○議会事務局長（石上義久君） 朗読の前をお願いいたします。

この後、選挙案件、選挙第６号まで続きますが、議長名には山本優人と。また、選挙及び選任された者の氏名には、それぞれの氏名のご記入をお願いいたします。

それでは、朗読いたします。

選挙第２号、副議長の選挙。

地方自治法第１０３条第１項の規定により八峰町議会副議長を選挙する。

令和 8 年 5 月 8 日提出

八峰町議会議長 山 本 優 人

○議長（山本優人君） この選挙は単記無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（山本優人君） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、7番腰山良悦君、8番伊藤一八君、9番皆川鉄也君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（山本優人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（山本優人君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順に投票願います。

（投票）

○議長（山本優人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わり、開票を行います。先ほど立会人に指名した3名は、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（山本優人君） 投票の結果を報告します。

投票総数12票。有効投票12票、無効投票ゼロ票。無効投票のうち、白票ゼロ票。有効投票のうち、笠原吉範さん11票、腰山良悦さん1票。

以上のとおりであります。

公職選挙法第95条を準用するこの選挙の法定得票数は3票です。したがって、笠原吉範さんが副議長に当選されました。

投票を終了し、議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○議長（山本優人君） ただいま副議長に当選されました笠原吉範君が議場におられます。ただいまの副議長選挙において副議長に当選されたことを、八峰町議会会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました笠原吉範君は演台にお進みになり、ご挨拶をお願いします。

○副議長（笠原吉範君） ただいま副議長に選任されました笠原でございます。

思いはいろいろありますが、まずは私は少子高齢化による人口減少が諸悪の根源だと思っております。もちろんこれに関しては国が主導権を持ってやることではあります、八峰町は八峰町でできることがあると私は常々思っております。そういった意味でも、様々な提言をこれからしてきましたけども、まだ副議長という立場は一般質問ができますので、これからもその人口減少に少しでも歯止めをかけるような一般質問を続けていきたいと思っております。

それと同時に、今選出されました山本議長と手を取り合って円滑な議会運営に携わっていきたいと思いますので、皆様のご協力をこれからもよろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。

○議長（山本優人君） 副議長は11番の席に、11番議員は10番の席にご移動願います。

追加日程第5、選任第1号、常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、八峰町議会委員条例第5条第1項及び第4項の規定により当職より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員の選任については、当職より指名します。

総務民生常任委員には、3番菊地 薫君、4番若狭敏春君、5番福士久明君、6番奈良聡子さん、9番皆川鉄也君、12番山本優人の6名を、教育産業建設常任委員は、1番薩摩晃大君、2番山本昌子さん、7番腰山良悦君、8番伊藤一八君、10番須藤正人君、11番笠原吉範君の6名をそれぞれ選任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

各常任委員会においては、八峰町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、委員長及び副委員長それぞれ1名を互選願います。

暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

.....
午前10時35分 再開

○議長（山本優人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第6、常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

本席に各常任委員会の正副委員長の互選結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。石上議会事務局長。

○議会事務局長（石上義久君） ご報告いたします。

総務民生常任委員会委員長には菊地 薫議員、同副委員長には奈良聡子議員が、教育産業建設常任委員会委員長には腰山良悦議員、同副委員長には伊藤一八議員が互選されました。

以上です。

○議長（山本優人君） 各正副委員長におかれましては、それぞれの委員会において存分にご活躍くださいますようご期待いたします。

追加日程第7、選任第2号、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第1項及び第4項の規定により当職より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の選任については、当職より指名します。

議会運営委員には、2番山本昌子さん、4番若狭敏春君、8番伊藤一八君、9番皆川鉄也君、10番須藤正人君の5名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名のとおり選任することに決定しました。

八峰町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、議会運営委員会の委員

長及び副委員長それぞれ１名を互選願います。

暫時休憩します。

午前１０時３８分 休憩

.....
午前１０時３８分 再開

○議長（山本優人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第８、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

本席に議会運営委員会の正副委員長の互選結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。石上議会事務局長。

○議会事務局長（石上義久君） ご報告いたします。

議会運営委員会委員長には皆川鉄也議員、同副委員長には伊藤一八議員が互選されました。

以上です。

○議長（山本優人君） 正副委員長におかれましては、円滑な議会運営にご尽力くださいますようお願いいたします。

追加日程第９、選任第３号、議会広報編集委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会広報編集委員の選任については、議会広報発行規程第３条第２項の規定により当職より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員の選任については、当職より指名します。

議会広報編集委員には、１番薩摩晃大君、４番若狭敏春君、５番福士久明君、８番伊藤一八君、１１番笠原吉範君の５名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員は、ただいま指名のとおり選任することに決定しました。

八峰町議会広報発行規程第４条第１項及び第２項の規定により、議会広報編集委員会の委員長及び副委員長それぞれ１名を互選願います。

暫時休憩します。

午前 10 時 40 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

○議長（山本優人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第10、議会広報編集委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

本席に議会広報編集委員会の正副委員長の互選結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。石上議会事務局長。

○議会事務局長（石上義久君） ご報告いたします。

議会広報編集委員会委員長には笠原吉範議員、同副委員長には伊藤一八議員が互選されました。

以上です。

○議長（山本優人君） 正副委員長におかれましては、議会だよりの編集など議会の広報活動にご活躍くださいますようご期待申し上げます。

追加日程第11、選挙第3号、能代山本広域市町村圏組合議会議員の選挙及び追加日程第12、選挙第4号、三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員の選挙の2件は、いずれも各組合議会への出向議員に関する件であります。

お諮りします。選挙第3号及び選挙第4号については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、選挙第3号、選挙第4号は、一括して議題とすることに決定しました。

議案の朗読を省略します。

お諮りします。それぞれの組合議会の出向議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、各組合出向議員の選挙は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、当職より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法については、当職より指名することに決定しました。

お諮りします。能代山本広域市町村圏組合議会議員に9番皆川鉄也君、10番須藤正人君の2名を、三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員に5番福士久明君、6番奈良聡子さんの2名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま当職が指名した9番皆川鉄也君、10番須藤正人君を能代山本広域市町村圏組合議会議員の当選人に、5番福士久明君、6番奈良聡子さんを三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員の当選人と決定することに決定しました。

ただいま当選されました議員の皆さんにおかれましては、それぞれの組合議会において十分にご活躍されますようご期待申し上げます。

追加日程第13、選挙第5号、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題とします。

説明させます。石上議会事務局長。

○議会事務局長（石上義久君） ご説明いたします。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員については、当該市町村の長及び議員のうちから1人を、地方自治法第118条の例により投票又は指名推薦により選出することとなっております。当該広域連合議会議員の任期は、同規約第9条第1項で関係市町村の長又は議会議員としての任期によると規定されていることから新たに選出する必要があり、本日ご提案するものでございます。

○議長（山本優人君） お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は当職より指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法については、当職

より指名することに決定しました。

お諮りします。秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員については、堀内町長を指名し、当選人としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員には、堀内町長がその当選人になることに決定しました。

追加日程第14、選挙第6号、八峰町選挙管理委員及び同補充員の選挙を議題とします。
議案の朗読を省略します。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行ことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は当職より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、八峰町選挙管理委員には、小林金則さん、下坂順子さん、加賀洋子さん、佐々木喜兵衛さんの以上4名を指名します。

お諮りします。ただいま指名した4名を八峰町選挙管理委員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した4名が八峰町選挙管理委員に当選されました。

次に、八峰町選挙管理委員補充員を指名します。第1順位、武内裕子さん、第2順位、工藤金悦さん、第3順位、山内美春さん、第4順位、山本友文さんの以上4名を指名します。

お諮りします。ただいま指名した4名の方を八峰町選挙管理委員補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した4名が順位順に八峰町選挙管理委員補充員に当選されました。

休憩します。10時55分まで休憩します。

午前 10 時 49 分 休憩

.....

午前 10 時 55 分 再開

○議長（山本優人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第15、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、改選後の初議会となる令和8年第2回八峰町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様にはお忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

まずは、先月19日に執行された八峰町議会議員一般選挙において、町民の皆様の信頼と期待を受け、見事ご当選を果たされました議員の皆様に対し、改めてお祝いを申し上げます。

八峰町は今年で誕生20年の節目を迎えましたが、人口減少や少子高齢化が急速に進み、多くの分野で担い手不足が深刻化しており、地域経済の縮小や地域産業の衰退、地域活力の低下等が課題となっております。

こうした諸課題に真正面から挑戦していかなければ、八峰町を元気にする活路が拓けないと考えております。

次代の推移を的確に捉え、農林水産業の持続的発展や観光振興、子育て支援の充実など、将来をしっかりと見据え、今年3月に策定した町政運営の指針である「八峰町総合計画～八峰の新しい挑戦～」を推進し、誰もが「安心して暮らし」、誰もが「活躍し活気に満ちて」、誰もが「幸せで笑顔あふれる」まちの実現に向けて取り組んでまいります。

八峰町が大変厳しい局面に直面している今こそ、議員の皆さんと対等の立場に立って、お互いを尊重し、議論を交わしながら、八峰町の更なる前進に向け取り組んでいく時だと考えておりますので、様々な角度からご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本臨時会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第33号、専決処分事項の報告については、「八峰町税条例の一部を改正する条例制定について」の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第34号、専決処分事項の報告については、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第14号）の専決処分報告であり、既定額に1億7,501万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を77億4,338万6,000円とするものであり、歳入の主なものは、譲与税や各種交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、起債などの確定に伴う補正で、歳出については、事業費確定に伴う負担金や補助金などの補正となっております。

議案第35号、八峰町監査委員の選任については、八峰町議会議員の中から選任する八峰町監査委員について、腰山良悦氏を選任したいので議会の同意を求めるものであります。

以上、本議会臨時会の議案は3件であります。

詳細については各議案提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本優人君） 追加日程第16、議案第33号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） 議案第33号についてご説明いたします。

議案第33号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

令和8年5月8日

八峰町長 堀 内 満 也

次のページは専決処分書です。

専決処分第4号、専決処分書。

八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

次のページは条例を改正する改正文です。

はじめに、条例を改正する理由ですが、令和８年度税制改正における地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が令和８年３月31日に公布され、原則として令和８年４月１日から施行されることになりました。それに合わせて八峰町税条例の一部を改正するものです。

今回の改正は、軽自動車税の環境性能割の廃止や個人住民税における課税特例の適用期限の延長のほか、固定資産税関係では地域決定型地方税制特例制度の特例割合の一部見直し等が盛り込まれております。

このほか、根拠となります引用先法律の改正による規定の新設や追加、削除、文言修正やそれに伴う条項ずれ改正などがございます。

改正の内容につきましては、別紙の説明資料にご説明いたしますので、タブレットの議案第33号説明資料（税務会計課）をご覧ください。

２、改正の主な内容です。

軽自動車税については、まず１つ目として、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い、現行の種別割を軽自動車税に名称変更するものです。

表のとおり、現行では軽自動車税は環境性能割と種別割の２つに分類されていますけれども、本改正により従来の種別割のみが軽自動車税として課税されることになりました。

なお、税率の変更はございません。

２つ目は、軽自動車のうち、電気自動車及び一定の環境性能基準を満たす天然ガス自動車に係るグリーン化特例の適用期限が２年延長されました。

次のページになります。

次に、個人町民税です。

特定大口株主が配当を受ける場合、今回の改正により配当等の支払い時に特別徴収されることになりました。

次に、肉用牛の売却による農業所得について、町民税の所得割を免除する課税特例の適用期限が３年延長されました。

次に、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得について、税率を軽減する適用期限が３年延長されました。

次のページです。

固定資産税の地域決定型地方税制特例措置による固定資産税の軽減措置が見直され、新たに特別特定建築物の改修工事が追加されました。

対象となります施設は、不特定かつ多数の者が利用し又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物で、バリアフリー改修事業の補助を受けて改修工事が行われたものとなっております。

このほか、地方税法等の項ずれ及び規定の削除等による規定の整備となっております。

附則として、この改正条例の施行日は、令和8年4月1日ですけれども、令和8年3月31日までに適用を受けていたものについては、なお従前の例によります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

なお、タブレットに新旧対照表も載せておりますので、そちらも併せてご覧いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第33号について質疑を行います。質疑ありませんか。
6 番奈良聡子さん。

○6 番（奈良聡子さん） 軽自動車税の改正後は廃止になるということで、当面、減収分は国が補填するということですが、これは次の税制改正までということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの6 番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えいたします。

軽自動車税のうち、これまで環境性能割として町には年間約240万円程度収入になっております。こちらについては、現時点で当面の間と国の方で補填するということしかありませんけれども、町にとりましても大きい金額ですので、国からの補填がこのまま続くように期待しているところです。期限につきましては、今のところまだはっきり分かっておりません。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

追加日程第17、議案第34号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第34号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第14号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和8年5月8日提出

八峰町長 堀 内 満 也

次のページをお開きください。

専決処分書でございます。

令和7年度八峰町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,501万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億4,338万6,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、地方債の変更で、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

5ページをお開きください。

地方債の変更につきましては、旧塙川小学校除却事業ほか13事業について、起債額が確定したことに伴い限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出の主な補正部分についてでございますが、このたびの専決処分は、年度末における歳入歳出ともに金額の確定や確定見込みに伴うものが多数でございますの

で、その部分は説明を省略させていただき、要点となるものについてご説明いたします。

まず歳入についてですが、9ページをお開きください。

2款地方譲与税から、13ページを開いていただきまして12款交通安全対策特別交付金までは、各種譲与税や交付金が確定したことによる補正でございます。このうち、13ページの11款地方交付税につきましては、特別交付税が1億5,317万3,000円の追加となっておりますが、これは主に災害復旧費及び除雪費に対する増額があったためでございます。

15ページ・16ページをお開きください。

14款使用料及び手数料1項1目総務使用料67万1,000円の追加は、定住促進住宅使用料について、空き部屋となっていた4室に入居があり、満室となったことによる当初見込み額との差額の補正でございます。

次に、15款国庫支出金1項3目災害復旧費国庫負担金につきましては、1節の農林水産業施設災害復旧費負担金が補助率確定により66万2,000円の追加で、2節の公共土木施設災害復旧費負担金が過年災害の再調査により4,952万9,000円の追加となったものでございます。

次の2項国庫補助金4目土木費国庫補助金2,807万8,000円の追加は、この冬の除雪費に対する追加交付でございます。

次に、16款県支出金2項9目災害復旧費補助金270万8,000円の減額は、農地農業用施設災害のうち小規模災害への補助金を被災した18か所分計上しておりましたが、補助対象となったのが2か所のみであったため、実績により減額するものでございます。

17ページ・18ページをお開きください。

18款寄附金1項2目総務費寄附金は、令和7年度に4社から寄せられた企業版ふるさと納税寄附金が確定したもので、合計で359万9,000円の追加でございます。

次の4目基金費寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の実績見込みにより2,427万円を減額するものでございます。

次に、19款繰入金1項3目ふるさと八峰応援基金繰入金につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略で重点施策に位置づけたものについて、今年度から事業の財源として当該基金を充当することとしておりましたが、支出実績に合わせ1,409万2,000円を減額するものでございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

歳出の補正は、事業費の確定及び精算見込みに伴う減額や財源更正がほとんどでございますので、その部分の説明は省略させていただき、13款諸支出金の追加補正についてのみ説明させていただきます。

39ページと40ページをお開きください。

13款諸支出金2項1目財政調整基金費と2目減債基金費の追加につきましては、今回の補正予算で剰余金が生じたので、財政調整基金積立金として1億7,348万5,000円を追加するとともに、財政健全化の取り組みとして町債の繰上償還の財源として8,353万9,000円を減債基金に積み立てるものでございます。

この結果、財政調整基金の令和7年度末残高は前年度末より約5億2,600万円増加し、約30億5,200万円となる見込みでございます。

次に、11目自然再生基金費につきましては、オフセットクレジット売払収入の確定により、また同様に12目の森林環境譲与税基金費につきましても、森林環境譲与税が確定したことにより、それぞれ基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。終わります。

○議長（山本優人君） これより議案第34号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

追加日程第18、議案第35号、八峰町監査委員の選任についてを議題とします。

○議長（山本優人君） 休憩します。

午前11時17分 休憩

午前 11 時 17 分 再開

○議長（山本優人君） 休憩を再開します。

7 番議員、腰山さん。

○7 番（腰山良悦君） 私に関する選任議案でありますので、退室を求めます。

○議長（山本優人君） 7 番議員の退室を許します。

（7 番 腰山良悦君 退席）

○議長（山本優人君） 当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第35号、八峰町監査委員の選任についてご説明いたします。

八峰町監査委員として次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所は記載のとおり、氏名は腰山良悦さん、81歳。

本日提出、私でございます。

提案理由でございます。八峰町議会議員の中から選任する八峰町監査委員に、腰山良悦氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山本優人君） これより議案第35号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定しました。

休憩します。

午前 1 1 時 2 0 分 休憩

.....
午前 1 1 時 2 1 分 再開

○議長（山本優人君） 会議を再開します。

追加日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議長欄には山本優人と、委員長欄には皆川鉄也と記入願います。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第20、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議長欄には山本優人と、総務民生常任委員会委員長欄には菊地 薫と、教育産業建設常任委員会委員長欄には腰山良悦と記入願います。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和8年第2回八峰町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前 1 1 時 2 3 分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会臨時議長 腰 山 良 悦

同 議 長 山 本 優 人

同 署名議員 1 番 薩 摩 晃 大

同 署名議員 4 番 若 狭 敏 春

同 署名議員 5 番 福 士 久 明